

三河港横持輸送輸入自動車助成金制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三河港神野地区及び明海地区におけるモータープール不足の問題解消を目的として、東三河地域内における輸入自動車の横持輸送に対し、輸入自動車輸送台数に応じて交付する助成金について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「輸入自動車」とは、財務省貿易統計の概況品目で「自動車」に分類されるものをいう。

2 この要綱において「本来保管すべき地区」とは当該事業者の新車整備拠点が所在する地区（三河港神野地区または明海地区）をいう。

3 この要綱における「助成対象事業者」は、三河港神野地区または明海地区に新車整備拠点を有するインポーターとする。

(助成対象事業者)

第3条 助成金は、本来保管すべき地区の保管施設が不足していることにより、当該地区に輸入自動車を保管できない場合に、やむを得ず東三河地域内の保管施設に一時保管することとなったことを原因として発生する、本来保管すべき地区と当該保管施設との間の陸上輸送（横持ち）を行った事業者に対して交付するものとする。

(助成金の金額)

第4条 助成金の額は、対象者ごとに、横持した輸入自動車の台数に、1,000円を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、1年度間に同一の対象者へ交付する助成金は、300万円を上限とする。

3 助成金は予算の範囲とし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合は、超過部分については交付しないものとする。

4 前項において、受理日が同一の三河港横持輸送輸入自動車助成金交付申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）に係る交付決定が複数あった場合、助成金額については予算残額を按分して交付決定を受けた対象者にそれぞれ交付するものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象事業者（以下「申請者」という。）は、申請書に、横持輸送を担当した事業者からの請求書等の横持した自動車の台数がわかる書類（詳細は別に定め

る)を添えて、横持した月の翌月末日(ただし、末日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合はその翌日)までに、三河港振興会会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

- 2 会長は、前項の申請書を受理した場合は、その日から30日以内に内容を審査するものとする。
- 3 前項の審査により、当該申請が要件を満たしているときは、助成金の交付を決定し、その旨を申請者に対し交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。また、不交付のときは、不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 交付決定を受けた者は、前条第3項に基づく交付決定通知書による通知を受けた日の属する年度の3月15日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合はその翌日)までに、三河港横持輸送輸入自動車助成金請求書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の請求書を受理した場合は、速やかに交付決定を受けた者に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 会長は、助成金の交付を受けた者が虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した場合は、当該者に係る助成金の交付を取り消し、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第8条 助成金の交付を受けた者は、前条の規定による処分に関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を三河港振興会に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、助成金の交付を受けた者の納付した金額が、返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金に充てられたものとする。
- 3 会長は、第1項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月24日から適用する。